

第2章 中国の対香港、対台湾政策—現状と展望

はじめに

本章では、香港返還と台湾問題に対するこれまでの中国の政策をそれぞれについて分析し、その特徴を明らかにし、今後の政策を展望する。

まず、中国の香港返還政策についてだが、返還を1997年7月に控え、その作業も最終段階に入ってきた。「一国家二制度」を維持し、この方針を少なくとも50年間は変えないというのが香港返還にあたっての中国政府の基本方針である。しかし、返還作業はすでに中国主導で行なわれているといわれている。第1節では、96年1月の香港特別行政区準備委員会発足以降の返還をめぐる動きを分析し、その特徴について考察する。

次に、返還後の香港に対する中国の政策を考察する際、ポイントとなるのが、香港返還がすでに中国国内の政治力学の中で争点となっていることである。言い換えると香港返還がすでに内政問題化しているということである。第2節では、第1節の分析を踏まえた上で、香港返還の内政問題化について若干の考察を試みる。

最後に、中国と台湾の関係だが、1995年6月の李登輝台湾総統のアメリカ訪問以来、緊張関係が続いてきた。しかし96年3月の台湾総統選挙で李登輝が勝利したことにより、中台関係は新たな段階を迎えた。第3節では、台湾総統選挙以降の動きを分析し、今後の中国の対台湾政策について考察する。

第1節 中国の香港返還政策

本節では、最終段階に入ってきた香港返還に対する中国の政策を考察する。まず、返還作業過程、とりわけ香港特別行政区準備委員会（以下、準備委）の

分析を通じて、中国主導で返還作業が行なわれていることを明らかにする。また、返還時の重要な問題の1つである軍の駐留問題についても触れる。次に、返還後の最も深刻な問題となるであろう民主化の問題を取り上げる。しかし、この問題に対する中国の対応を予測することは、その性格上大変難しい。本節の最後では、返還後の香港に対する中国政府の関与がどのようなものになるかを推測する手がかりを得るべく、1996年7月以来香港を中心に繰り広げられたいわゆる「釣魚台防衛運動」に対する中国政府の対応の分析を試みた。

なお、これまでの香港返還作業については、すでに多くの詳細な研究・報告が出ているため、ここでは繰り返さない⁽¹⁾。

1. 中国側準備委委員の特徴

1995年12月28日、全国人民代表大会常務委員会が準備委の委員名簿を承認し、翌96年1月に準備委の第1回全体会議が開かれたことで、香港返還作業は最終段階を迎えることとなった。

承認された準備委委員は総勢150人、そのうち中国側56人、香港側94人から構成されている。この構成について、香港側委員が親中国派の経済人を中心に構成されていることはこれまでもたびたび指摘されている。準備委は後述するように返還作業を行なうと同時に、香港特別行政区(以下、SAR)の具体的な統治体制を検討する機関でもある。そのため、中国側にとっても自らの意向を反映させる上で、準備委を重要な機関と考えており、ここで中国側委員についての若干の分析を行なうことは意味があるだろう。図表2-1は、中国側委員56人の所属先の一覧表である。この表より、次のような特徴が明らかになる。

第1に、現在実際に香港返還作業に携わっている機関から多数選ばれていることである。中国政府と香港政庁の橋渡し役で、中国政府を代表して事務処理を行ってきた国務院香港澳門(マカオ)弁公室(以下、港澳弁公室)から6人、さらに香港での事実上の中国の政府機関である新華社香港分社(以下、香港分社)から4人の計10人である。このことから準備委において港澳弁公室が重要な役割を果たしていることが予想される。しかしこのことが、後述するように港澳弁公室の一連の突出した強硬路線を生み出す背景にもなっている。

第2に、返還後の香港経済の舵取りをにらんで経済の実務関係者が多数含まれていることである。中国銀行、中国人民銀行、財政部といった金融関係をは

図表2-1 香港特別行政区準備委員会中国側代表(計56人、『人民日報』掲載順)

名前	役職
丁人林	国家安全部副部長
王鳳超	國務院港澳弁公室副主任
王漢斌	中共中央委員候補、全人代常務委副委員長
王啓人	新華社澳門分社社長
王英凡	外交部副部長
王叔文	全人代委員・法律委副主任
王桂生	外交部港澳事務弁公室主任
王雪冰	中国銀行黨事長・行長
王敏剛	中華全国青年聯合会副主席
烏蘭木倫	新華社香港分社副社長・中規委委員
方苞	広東省人民代表大会常務委副主任
甘子玉	国家計画委員会副主任、中規委委員、全国外資工作指導小組、国防法起草委副主任
厲有為	中共中央委員候補、広東省党委常務委員、深圳市党委書記
田期玉	公安部副部長
成綏三	外交部港澳事務弁公室副主任
喬曉陽	全人代常務委法制工作委副主任
劉延東	統一戦線工作部副部長、政協常務委員
劉積斌	中規委委員、財政部副部長
劉鎮	全人代常務委副秘書長
許和震	人民解放軍總參謀部弁公室副主任
孫南生	新華社香港分社宣伝部部長
李東海	政協常務委員
李冰	中央対外宣伝弁公室副主任、國務院新聞弁公室副主任
李啓明	国家統計局交通工業統計司司長
李国華	対外貿易經濟合作部副部長
肖蔚雲	元SAR準備委予備工作委委員
吳建璠	元SAR準備委予備工作委委員
張永珍	政協常務委員
張偉超	國務院僑務弁公室副主任
張宏喜	外交部領事司司長
張良棟	國務院港澳弁公室香港經濟司司長
陳広文	北京市党委副書記
陳元	中国人民銀行副行長、証券委委員
陳順恒	國務院特区弁公室副主任
陳滋英	國務院港澳弁公室副主任
邵天任	元SAR準備委予備工作委委員
周南	中共中央委員、全人代委員、新華社香港分社社長
鄭裕彤	中華全国工商聯合会副主席
経淑平	政協常務委員、海協顧問、中華全国工商聯合会主席、中国民生銀行董事長
項淳一	全人代委員・法律委副主任
趙秉欣	國務院港澳弁公室香港社会文化司司長
胡鴻烈	政協常務委員
柯在鏢	元中英連絡協小組首席代表
俞曉松	国家經濟貿易委員会副主任、証券委委員、全国外資工作指導小組副組長
費宗禱	中国国際經濟貿易仲裁委副主任
秦文俊	新華社香港分社副社長、政協常務委員
錢其琛	中共中央政治局委員・中央委員・中央外事工作指導小組副組長、副總理、外交部長
徐四民	政協常務委員
徐沢	國務院港澳弁公室香港政務司司長
徐展堂	政協常務委員
高尚全	中国総合開発研究院副理事長、中国經濟体制改革研究会副會長
唐樹備	中共中央台湾工作弁公室副主任、國務院台湾事務弁公室副主任、政協常務委員、海協副會長
唐翔千	政協常務委員
隗福臨	人民解放軍總參謀部副總參謀長
魯平	中共中央委員、國務院港澳弁公室主任
曾憲梓	全人代委員、中華全国工商聯合会副主席

(注) 主な略称の説明：港澳→香港・澳門（マカオ）、中共中央→中国共産党中央委員会、
 全人代→全国人民代表大会、中規委→中央規律検査委員会、政協→中国人民政治協商会議、
 SAR→香港特別行政区、海協→海峽兩岸關係協会
 (出所) 『人民日報』1995年12月29日、『中国組織別人名簿1997』（ラジオプレス、1996年）、
 『現代中国人名辞典1995年版』（霞山会、1995年）より筆者作成

じめ、国家計画委員会、対外貿易経済合作部、国家経済貿易委員会などの代表者が名前を連ねている。

第3に、返還前後の香港社会の秩序維持のための治安関係者が含まれていることである。国家安全部、公安部から各1人、人民解放軍からは2名選ばれている。

その他、広東省と深圳経済特区からの代表者がそれぞれ含まれていることも目につく。これらの地域はすでに香港経済と一体化しており、返還後の香港の行方にとりわけ敏感である。

全体として返還に関する実務者中心の構成となっている。このことは、香港経済界の不安を払拭するために経済人中心に選ばれている香港側委員と比べると対照的であり、準備委内で中国が主導権を取るに十分な条件となっている。なお、準備委の主任には銭其琛が、副主任に中国側から王漢斌、魯平、周南、王英凡の4人と、香港側から5人選ばれ、計10人から構成される主任会議も設置されている（図表2-2）。

図表2-2 香港行政区準備委員会主任会議

主任		銭其琛
副主任	(中国側)	王漢斌 魯平 周南 王英凡
	(香港側)	安子介 霍英東 李福善 董建華 梁振英

(出所) 『人民日報』1996年12月29日

2. 中国主導の準備委

準備委の主な任務は、初代行政長官と臨時立法会メンバー選出の準備にあり、そのための推薦委員会（以下、推薦委）の設立にあった。

第1回全体会議では、6つの協議グループが準備委内に設置され（図表2-3）、また準備委の活動内容が明記された「準備委工作規則」も採択されるなど、返還までの具体的な事項を詰める作業体制が整った。ところで「規則」では、会

議の決定に全体で責任を持ち、個人が反対の立場を表明してはならないとする「集団責任制」と議事を外部にもらさない「秘密保持」の原則が規定された。これについて、銭主任は「国家の権力機構であり、実務機構であるという準備委の性格が決定したものだ。そうすれば、委員が準備委内で意見を自由に発表することを保障できる」と説明した⁽²⁾。しかしこれは逆に、準備委が密室作業となることから、審議が中国主導になるのでは、という疑念を印象づけた。そのためか、「規則」それ自体も全文は明らかにされていない。

図表2-3 準備委に設立された6つの協議グループ

グループ名	機能
推薦委員会設立小組	初代行政長官と臨時立法会議員選出のための推薦委員会設立
初代行政長官小組	初代行政長官選出
臨時立法会小組	臨時立法会設立
法律小組	法律
経済小組	経済
慶祝活動小組	返還式典

(出所) 『人民日報』1996年1月28日

1996年3月の第2回全体会議では、SARの正式な立法機関となる第1期立法会議設立までの過渡的な措置として臨時立法会が設立されることが決まった。中国側は、1995年9月の選挙で中国と対立する民主党をはじめとする「民主派」が多数選ばれた、香港に現在ある立法評議会を、SARの正式な立法機関へそのまま移行させることを避けなければならなかった。そのため、「中英共同声明」と「香港基本法」に明記されていない臨時立法会の設立で、中国側が押し切った形となった⁽³⁾。

5月の第3回全体会議では、行政長官選出の推薦委を近く発足し、年内に行政長官の最終候補を決定する決議が採択され、行政長官決定までのスケジュールが確定した。また、8月9日からの第4回全体会議では「推薦委の具体的選出規則」が採択され、推薦委設立の準備はほぼ整った。

10月の第5回全体会議では、「初代行政長官選出規則」と「臨時立法会議員選出規則」が採択され、初代行政長官を12月15日までに、臨時立法会メンバーを12月末日までに選出するという日程も確認された。両「規則」によると、初代行政長官の候補者は主任会議による資格審査が、臨時立法会議員の候補者も主任会議での資格確認がそれぞれ必要とされた。

また、この会議の前に開かれた主任会議で、8月14日から9月15日までに登録が受け付けられた推薦委の候補者が最終承認されたが、登録されたうち3人が立候補を取り消された⁽⁴⁾。中国側はこの事実を公式に発表していないが、臨時立法会設立に反対していたことが理由と見られる。

11月の第6回全体会議で、推薦委メンバー400人が決定され、1996年末にかけて、初代行政長官と臨時立法会メンバーの選出が行なわれる。

3. 軍の駐留作業

香港の人々にとっての解放軍に対するイメージは、1989年6月のいわゆる「六四」事件の際の天安門広場での武力による制圧シーンからきており、彼らは軍の駐留に対し大きな不安を抱いている。

1996年1月28日、国务院と中央軍事委員会が連名で、解放軍が返還直後の97年7月1日午前零時を期して、正式に香港に駐留するとする「公告」を発表した。最高責任者（司令官）には、中国人民解放軍第42集団軍長の劉鎮武少将が就任した。翌29日には早くも準備委委員らが深圳で訓練中の香港駐留部隊の視察を行なった。劉司令官らは記者会見で、実戦経験の豊富な「精鋭」部隊であること、またSARの行政に部隊が関与しないことを強調し、香港の人々の不安解消に努めた。その後も劉司令官は7月と8月の2度にわたり、軍の引き継ぎなどを協議するため香港を訪問するなど、駐留準備は順調に進んでいるかに見えた。

しかし、10月の中英合同連絡協議の席で、中国側の陳佐洱代表が香港返還前に解放軍の一部を派遣することを表明した⁽⁵⁾。これについて「返還前は駐留ではなく、準備のため」と説明しているが、理由はともあれ、寝耳に水の「先遣隊派遣」は香港の人々に大きな不安を抱かせている。

4. 民主化運動への警戒——「保釣」運動をめぐる中国の対応⁽⁶⁾

中国が現在最も懸念していることは、これまで報道・出版の自由や政治活動の自由などを享受してきた香港で返還後に、反中央政府や反中共の活動が行なわれたり、香港が拠点となって、国内の他の地域にそうした活動が波及し、中国社会が不安定な状況に陥ることである。そのためにも、返還後の香港でこれまでのような報道の自由や政治活動の自由を放任するわけにはいかない。

魯平主任は「(返還後の香港での) 政府の転覆や国家分裂の扇動は基本法によっても禁止されている」と言う⁽⁷⁾が、こうした禁止事項の適用基準が不明確であり、香港の人々が返還後に不安を寄せる理由の1つはこの点にある。

そこで次に、1996年7月から10月にかけて香港を中心に起きた尖閣諸島の主権問題をめぐる反日運動(香港では「釣魚台防衛運動」、以下、「保釣」運動)に対する中国の対応について若干の分析を試みたい。返還後の香港での民主化運動に中央政府がどのように対応するのかを推測できるのでは、と考えるからである。

この問題は周知の通り、1996年7月14日に日本の右翼団体が尖閣諸島に灯台を建てたことに端を発し、香港ではその直後から反日運動が始まった。しかし、中国は8月30日付『人民日報』で取り上げるまでこの問題を公式には取り上げなかった。9月5日、外交部スポークスマンは、香港での反日活動を支持する立場を明らかにした⁽⁸⁾。その後香港では、日本製品不買運動や約1万人が参加する反日抗議デモなど「保釣」運動がエスカレートしていったが、中国政府には9月5日以上の反応は見られなかった。

他方、『明報』など香港の一部マスコミは、こうした日本に対する中国の態度が「低調」であるとして、中国の対日政策に対する非難の論調が見られるようになった⁽⁹⁾。また香港の情報によると、中国国内では、『光明日報』や『工人日報』の記者などマスコミ関係者による反日声明が発表された⁽¹⁰⁾。また、9月13日に北京大学構内で反日のピラが貼られ、討論会が開かれたり、上海の復旦大学やその他各地の大学でも反日行動が発生した。そのため、外交部副部長が北京大学に派遣され、反日行動を禁止する指示を出したり、国家教育委員会が学生たちに平静を呼びかける通達を出すなど、中国政府は国内の対応に追われた⁽¹¹⁾。

9月26日、香港の活動家デービット・チャン氏が尖閣諸島付近の海に飛び込んで死亡する事件が起きたことで、状況は一転した。9月29日に開かれたチャン氏の追悼集会には、異例にも香港分社の王如登社長補佐が出席した。しかしこの日、香港分社の鄭国雄、張浚生の両副社長は「保釣」運動を進める時、「理性と安全に注意」するよう香港市民に求めた⁽¹²⁾。翌30日には港澳弁公室の王鳳超副主任が香港マカオ婦女代表団と会談した際、対日抗議行動を自制するよう強く求める発言を行なった⁽¹³⁾。

中国は、チャン氏の死を愛国的として讃えたものの、この事件を機に「保釣」運動への対応に変化を見せたのである。10月7日までに中共中央は、1996年第33号文献を省レベルの地方政府に通達し、その中で香港の一部の人々が批判を激化させ、中日関係を破壊するのを防止するよう求めたという⁽¹⁴⁾。

以上の経過から、香港での「保釣」運動に対する中国の対応の変化について、次のようなことが推測できる。

香港での運動が次第にエスカレートし、同時に中国国内でも学生やマスコミを中心に反日行動が起こっていた。しかも、香港の抗議船が尖閣諸島に向かうという出来事があり、その際死亡者も出た。他方、香港のマスコミが中国政府の対日政策に対する批判を行っていた。そのため、香港での運動がさらに過激化し、場合によっては反中国の政治運動に転化する恐れがある、そしてそれがひいては中国国内に波及する恐れがあると判断したため、中共中央は運動の引き締めにかかった。

これまで見てきたように、中国は準備委における委員ならびに主任会議メンバーの構成や主任会議への強い権限の付与などを通じて、香港返還作業の主導権を握り、とりわけ重要な初代行政長官と臨時立法会議員の選出の作業を有利に進めてきた。軍の駐留問題についても同様のことがいえ、今後返還作業が具体的になればなるほど、こうした中国側の主導ふりはますます発揮されるだろう。

本節では、「保釣」運動への対応から返還後の香港の民主化運動への中央政府の関与を推測するといういささか強引な考察を行なった。しかしその中から、中国側は香港での運動が中国国内に波及し、社会の不安定につながることを最も恐れており、そこが関与の基準になることが多少なりとも示せたように思われる。

第2節 内政問題化する香港返還

中国にとってこれまで香港返還は、香港、もしくはイギリスとの外交問題だった。しかし、返還後の香港の統治体制を決める具体的な作業が進むにつれ、香港返還は中国政治を動かす争点の1つとなってきており、すでに内政問題化している。例えば、経済面から見た中国への香港返還の影響は、本書の第1章、

第3章が分析している通り、香港経済が華南経済圏を中心に中国经济と一体化している中に見ることができる。政治面から見ると、香港返還の成否が江沢民政権の安定と大きく関わっている点を指摘できる。とりわけ1997年秋に控えた中国共産党（以下、中共）第15回全国代表大会は、江沢民政権の安定度を占う重要なバロメーターとなる会議であり、江沢民は香港返還を混乱なく無事成功させることによって、党大会の主導権を握りたいと考えている。以下では、香港返還が中国の内政にいかなる影響を与えるかを考えてみたい。

1. 返還後をめぐる主導権争い

返還後をめぐるすでにSARを、誰が、どの機関がコントロールするのか、その主導権争いが深刻化している。第1節で見た準備委員会の構成は、返還後も主導権を握りたい港澳弁公室と返還後に主導権を握りたい経済関係機関の争いを物語っているように思われる。

トーマス・チャンは、港澳弁公室は党・政府・軍とが一体となった組織であり、長年返還交渉に携わってきたことで、返還後も「既得巨大権益と潜在的な利益に魅せられ、港澳弁公室の官僚は権力の拡大を目指すだろう」という⁽¹⁵⁾。例えば、臨時立法会設立が決まった1996年3月に陳滋英副主任が香港政庁の公務員に対し、臨時立法会を支持するよう求め、香港の公務員が動揺し、香港支社の張副社長があわてて香港の公務員の態度表明は必要ないと弁明した⁽¹⁶⁾。また7月には魯平主任が、臨時立法会を当初の予定よりも半年早め、年内（96年内）に創設すると発言する⁽¹⁷⁾など、返還作業過程での港澳弁公室の強硬路線は、返還後の主導権を確保するという強い意思を表している。

他方、経済関係機関は、例えば国家経済貿易委員会の俞曉松副主任が返還以降も、大陸に投資する香港企業は引き続き外資系企業扱いとし、優遇措置を継続することを表明し、また経済担当の朱鎔基副首相も政府系企業の香港進出を厳しく管理することを表明するなど、具体的な方針を明らかにしていくことで、香港の経済人の取り込みを図り、主導権を握ろうとしている⁽¹⁸⁾。

さらに、SARの駐在高官のイスをめぐるっては、候補として、例えば中央政治局委員である上海市党委員会の黄菊書記や徐匡迪上海市長などの名前が挙がっているが、それらの顔ぶれを見た時、江沢民の系列で、いわゆる「上海閥」が名を連ねているといわれており、中央指導部内でのSARの政治的価値が高

いことを物語っている⁽¹⁹⁾。

2. 返還後の香港の利益代表問題

返還後の香港の繁栄にとって懸念されるのが、SARに対する中央の政策の決定・実施過程に関する規定が明確にされていないことである。すなわち、中央におけるSARの利益代表が不明確であるということである。

港澳弁公室の魯平主任は1996年1月に早々と、返還後の香港に共産党委員会を置かないと言明した⁽²⁰⁾。この発言は、SARで中共の独裁的な支配が行なわれるのでは、という香港の人々の懸念を払拭するためのものだと思われる。その点で効果的な発言だが、それが事実ならば別の問題が発生する。なぜならば、中央委員会や中央政治局といった中共のハイレベルな政策決定機関に、SARの利益を代表する人が参加できないことになるからである。通常、中国の地方政府では省長よりも省の党委員会書記の方が重要であり、彼を通じて中共中央に対し、地方の要求を伝え、バーゲニングを行ない、地方は利益を獲得していくのである。しかし、SARに党委員会を置かないとなると、誰が香港の利益をめぐって中共中央とバーゲニングを行なうのだろうか。

これについて、エドワード・チェンは「1997年以降香港は、中国の中の特別行政区として、自らの利益を守るため中央と直接交渉することができるようになるのである」と楽観的な見通しを述べている⁽²¹⁾。

また、香港返還後の港澳弁公室は行政長官と同格で、かつ国务院総理に直接責任を負った責任者の下で、SAR政府に対応した組織を持つことになっている。しかし、すでに触れたとおり、返還後の主導権を狙う港澳弁公室がSARの利益代表になる可能性を否定する声もある。T.チャンは、権力を増し、過剰な強硬路線をとる港澳弁公室が、返還後の香港の利益代表にはなれないという⁽²²⁾。しかし、魯平主任をはじめ、現在の港澳弁公室のメンバーは香港返還後その任を離れるといわれており、これまでのような強硬路線は解消されるだろう。

また、返還後の香港に駐在する高官の候補としては、これもすでに述べた通り、例えば黄菊や徐匡迪などの名前が挙がっているが、黄菊のような中央政治局委員クラスの大物が着任することはSARにとって望ましいといえる。

3. 「中国の一地方」としての香港

SARに対する中国政府の政策を展望する上で、次の点についてはあまり考えられていない。すなわち、香港は返還後「中国の一地方」になるということである。このことは、SARが上海市や湖北省などと同じステージに立つことを意味している。確かに中国政府はこれまで、SARは他の地方とは異なる特殊政策を採ることを繰り返し公言している。しかし、それが守られるかどうかは保障の限りではない。そうした懸念が香港の人々の間に強いからこそ、中国政府はそうしたことを繰り返し公言し、香港の人々を安心させなければならないのである。

逆に、特殊政策が強固に維持されることに問題はないのだろうか。例えば、SARは独立財政権を持ち、中央政府への納税の義務がない。しかし、地方政府の中には香港は豊かなのに、なぜ中央に税を納めないのかという不満があるだろう。そうした特別に優遇される香港に対する他の地方政府の不満について、準備委委員の1人である邵善波は、こうした地方の声を中央政府は抑える、台湾との統合を考えると、香港を特別扱いする政策を続けることが必要との認識で中央政府は一致している、という楽観論を展開している⁽²³⁾。しかし、昨今の中国国内では、貧しい内陸部が中央政府に対し、沿海部への豊富な優遇措置の供与を批判するなど、沿海部と内陸部の経済格差の問題が政治問題化している。今後、国内の経済状況次第では、地方政府がSARに対する特殊政策を槍玉に挙げない保障はない。こうなると、「一国家二制度」の否定につながりかねない。「一国家二制度」は、中央政府を自己矛盾に陥らせる可能性を秘めている。

第3節 台湾総統選挙以後の中国の対台湾政策

本節では、1996年3月に行なわれた台湾総統選挙以後の中国の対台湾政策を分析する。まず、台湾総統選挙に対する中国の評価を分析し、その後の対台湾政策の推移を見ていくことにする。

1. 台湾総統選挙に対する中国の評価

1996年3月23日、台湾総統選挙が実施された。選挙結果は図表2-4の通りである。中国では選挙当日、新華社が選挙結果について報道し、早くもそれにつ

いて報道し、論評を加えた⁽²⁴⁾。

図表 2-4 台湾総統選挙結果

立候補者	所属母体	得票数	得票獲得率(%)
李登輝・連戦	国民党	5,813,699	54.0
彭明敏・謝長廷	民進党	2,274,586	21.1
林洋港・郝柏村	新党	1,603,790	14.9
陳履安・王清峰		1,074,044	10.0

(出所) 『問題と研究』 (台湾) 1996年5月号

同論評について注目すべきは、当選しなかった候補者について次のように伝えている点である。「『台湾独立』に反対し、兩岸関係の発展を主張する林洋港・郝柏村と陳履安・王清峰の得票が、『台湾独立』を主張する民進党の彭明敏・謝長廷を超えた」。ここで、4組の候補者のうち彭明敏・謝長廷組のみを台湾独立派と位置づけ、選挙前には台湾独立派として非難してきた李登輝を区別した。このことは、李登輝が台湾独立派であるというこれまでの主張を中国側が転換させたことを意味しない。李登輝については名指しは避けながらも「台湾当局の某指導者は、台湾の広範な民衆の要求に迎合し、選挙票を獲得するために、『台湾独立』に反対し、統一を主張すると公言させられた」と論評した。しかし、この分析は李登輝に対する中国側の認識の変化を示唆するものであった。

2. 総統選挙後の中国の対台湾政策

総統選挙に至る中国の対台湾政策を総括したのが、1996年4月27日の新華社評論員論文であり⁽²⁵⁾、現段階での対台湾政策を明らかにしたのが4月27日から29日まで開かれた台湾工作会議であった⁽²⁶⁾。

評論員論文は、1995年6月の李登輝訪米以来の対台湾政策について「すでに重大な成果」を挙げたと総括した。具体的に、(1)総統選挙における台湾独立派が惨敗した、(2)李登輝の独立志向を統一志向に変えさせ、今後兩岸関係改善措置を採らざるを得なくさせた、(3)島民に兩岸関係の安定・発展が、台湾の最大の課題・根本的利益であることを認識させた、(4)世界に対し、台湾問題が国内問題であることを認識させた、ことを成果として挙げた。

台湾工作会議では、銭外相が1995年1月30日に江沢民国家主席が提起した台湾に対する8項目提案(以下、「江八点」)⁽²⁷⁾が中国の対台湾政策の基本綱領で

あることを確認し、引き続き台湾独立反対闘争を進め、同時に経済協力の促進に期待することを言明した。「江八点」を再確認したことは、「1つの中国」を原則とした上で関係改善を求めるという中国側から台湾へのメッセージであったといえる。この会議を受け、96年4月30日に外交部スポークスマンは、兩岸関係緩和の「ボール」は台湾側にあるとして、台湾が行動に出ることを希望すると述べた⁽²⁸⁾。

また、5月2日の香港紙『文匯報』は、権威人士の話として、今後の対台湾政策は、台湾独立反対と兩岸交流関係の積極的進展であり、兩岸関係進展の主導権を取ることであると伝えた⁽²⁹⁾。

総統選挙が終わったことで、中国は台湾への関係改善のメッセージを送り、そうすることで関係改善の主導権を握ろうとしたのである。

3. 総統就任式後の中国の対台湾政策

1996年5月20日、台湾総統就任式が開かれ、李登輝が就任演説を行なった。

新華社は同月26日、郭新言の論文を配信し、この演説に対する初めての論評を行なった。そのポイントは、李登輝が「台湾独立」を否定し、大陸への訪問を希望したことを評価しつつも、「1つの中国」には一切触れず、また「実務外交」の推進を掲げており、全体として「分裂路線を堅持している」として批判した点にあった。

6月4日、銭外相は党外人士に対し「当面の兩岸関係情勢と今後の対台湾工作」と題する報告を行ない、今後の対台湾政策として、(1)「1つの中国」の原則の堅持、(2)台湾人民の支持の獲得、という2つの基本方針を確認した。しかし、ここでは「江八点」については言及されなかった。

李登輝の総統就任演説が4月の台湾工作会議での中国側のメッセージへの回答だとすると、中国側は李登輝との間、すなわち李登輝の総統としての任期である今後4年間での中台関係の進展は望めないと判断したとも言える。

そして、中国は台湾との関係改善の主導権を確保するために、2つの戦略に重点を置くことにした。1つは「外交戦略」であり、李登輝の「実務外交」に対抗し、国際的に台湾を孤立させようとするものである。もう1つは「政経分離」であり、台湾との政治交渉を放棄し、経済交流を積極的に推進しようとするものである。

4. 外交戦略

その特徴の1つは、「実務外交」の拡大を阻止しようとするものであり、現状維持策ともいえる。その重点はアフリカ外交と台湾の国連復帰活動阻止にある。もう1つの特徴は、これまで台湾と外交関係のある国を取り込んで、外交関係を樹立しようというものであり、分断策ともいえる。例えば南アフリカ共和国（以下、南ア）への接近が見られた。

以下、この2つの特徴について具体的に見ていくことにする。まず、現状維持策である。1996年5月8日から江沢民国家主席がケニア・エチオピア・エジプトなどアフリカ6カ国を訪問した。これは江沢民にとって初めてのアフリカ訪問であった。

訪問中、すべての国と経済技術協力協定を結んだほか、ケニアには1,500万ドル、エチオピアには360万ドル、エジプトには375万ドルなど多額の無償援助を約束し、アフリカ統一機構（OAU）では30万ドルの資金供与を表明した⁽³⁰⁾。アフリカ諸国への中国の積極的なアプローチは、台湾と国交のある30カ国（1996年8月19日現在）のうち9カ国がアフリカの国々であり、これ以上台湾と国交を結ぶ国が出てこないようつなぎ止めておくためである。

次に分断策である。台湾と国交のあるアフリカ最大の国家である南アに対し、歴史的に第三世界との関係を重視してきている中国は、台湾と断交させ、国交を樹立したかった。また、南アも後述するように、中国との経済・貿易関係の拡大から、国交樹立を希望していた。

台湾総統選挙の翌日、1996年3月24日から南アのヌゾ外相が中国を非公式に訪問、4月30日から対外貿易経済合作部の呉儀部長が国連貿易開発会議（UNCTAD）総会への出席を名目に南アを訪問し、国交樹立に関して話し合われた。

しかし、台湾との国交を維持しながら、中国とも国交を結ぶという「二重承認」を主張する南ア側と、台湾と断交した上で国交を結ぶ「1つの中国」の原則を主張する中国側とですれ違いがあった。9月5日付『人民日報』が掲載した「『二重承認』、この道は通れない」と題する署名論文は、中国が南アとの国交樹立を断念したことを示唆するものであった。

今回、中国は南アの取り込みには失敗したが、成功例もある。8月19日、ニジェールと国交を回復した。また、4月3日には台湾と国交のあるパナマと相互に通商代表部を開設することで合意し、国交樹立への第一歩を踏み出した。

現在台湾と国交のある国は30カ国に過ぎない。しかし、これら少数の国がなぜ台湾との国交を維持してきたのか。その主な理由は、これらのほとんどが発展途上国であることから、経済的に発展した台湾から経済援助を得、また台湾との貿易関係を拡大することで、自国の経済を発展させたいからである。例えば、南アは借款、技術協力など25の復興計画（総額3億1,000万ドル相当）で合意しており、1995年の貿易関係も17億4,000万ドルに上る⁽³¹⁾。そのため、中国がこれらの国々との国交樹立を実現するには、台湾にとって変わり、彼らの要求を満たささえすればいいのである。すなわち、中国が台湾以上に経済援助を行ない、貿易関係も密接にしていけばいいということになる。

今回、南アが台湾との国交を維持しながらも、中国との国交樹立にこだわったのも、中国との経済、貿易関係が拡大しているからである。中国との貿易額は、95年には13億2,169万ドルに上り、今では台湾との貿易額に匹敵するほどになっている⁽³²⁾。今後中国と南アとの経済関係が冷え込むとは考えられないし、むしろ両国の経済協力や貿易関係はさらに拡大するだろう。そのため、中国自身、南アとの国交樹立をあせる必要は全くなく、相手の出方次第という非常に有利な立場にあるといえる。こうした傾向は、台湾と国交のある他の国々についても今後続くであろう。

5. 政経分離

1996年8月20日、台湾の連戦副総統が「実務外交」の一環として秘密裏にウクライナを訪問した。この日、中国が『台湾海峡兩岸間海運管理規則』を公布・施行したことは、李登輝との交渉を断念し、「三通（直接の通信・通航・通商）」の早期実現、経済交流の拡大に重点を置くという「政経分離」の戦略を中国が選択したことを示すに十分であった。

政治交渉については、1996年6月以来中断している民間団体による交流を再開するため、台湾側が積極的にシグナルを送ってきたが、中国側は「1つの中国」の原則を受け入れることを条件としており、台湾側の提案を一貫して拒否した⁽³³⁾。

他方、「三通」の促進、経済交流の拡大については、李登輝をはじめ台湾政界内には、台湾企業が中国市場に過度に依存することに強い懸念を抱く声がある。しかし、中国は強い自信を持っている。その理由は、(1)経済発展に裏付けられ

た魅力ある市場を抱えている、(2)台湾経済が停滞している、ということから、台湾企業には大陸への強い投資意欲があるという分析をしているからである。9月10日の『人民日報』に掲載された子沐の論文は台湾経済の現状を次のように分析している。台湾経済の特徴は、海外依存型だが、最近の世界経済のブロック化、保護主義の傾向の中で、「祖国大陸との経済関係を強化し、大陸の大きな市場に依存して自らを大きくしていくことが、台湾の経済発展の必然的な選択である」。しかし、1995年来の関係悪化により、台湾経済は深刻な損失を受けたため、96年に入り衰退してしまった、というのである。

8月27日、高麗理事長（統一企業集団総裁）を団長とする台湾の財界団体である全国工業総会の代表団65人が北京市主催の「セミナー」出席のため中国を訪問した。台湾からの訪中団としては、中台関係が悪化した昨年6月以来最大規模であり、中国の「政経分離」策を象徴するものであった。「セミナー」には、地方レベルの会議にも関わらず李嵐清副首相、国务院台湾事務弁公室の王兆国主任らが出席し、李副首相が台湾当局に対し「三通」の早期実現を要請した。高理事長も「三通」は台湾経済界の一致した願いであると答えた⁽³⁴⁾。また江沢民国家主席も代表団と会見し、「チャンスをしっかりつかみ、大陸への投資を」と台湾企業の大陸投資に期待を示した。さらに「政治の違いが兩岸経済協力に影響を与えたり、妨げとなってはならない」と述べ、中台関係で政治と経済を分離して対応する考えを示したのである⁽³⁵⁾。

おわりに

香港返還作業はすでに最終段階に入っている。中国が準備委での返還作業を中国主導で進めていることは、香港側からは不満、批判が出ているが、1997年7月1日の香港返還を成功させるために全力で取り組んでいる江沢民政権にとっては至極当然のことである。

しかし、江沢民政権は、もはや返還作業の達成という目先のことだけにとらわれているのではない。その目はすでに返還後の香港に向けられており、政権内でのSARの主導権争いが始まっている。このことは、中国政府が返還後の香港をいかに重要視しているかの表れである。他方、返還後の香港の行方が、結局は中央政府の意向次第である、中央政府がハンドルを握っているというこ

とも表している。

短期的には主導権争いによる政策の小さなブレは避けられないだろうが、そのことが「一国家二制度」を堅持し、この原則を50年間変えないとする中国政府の基本方針を揺るがすようなことはないだろう。

しかし返還後の香港が、さまざまな特殊政策を付与された「香港特別行政区」と、他の中国の地方政府と同じ「中国の一地方」という2つの顔をもつことは、中長期的には他の地方政府との軋轢を生むことになる可能性もある。その時、香港は中国の「中央—地方」関係、「地方—地方」関係の中に巻き込まれていくことになり、皮肉にも真の「中国への返還」がなされるのかもしれない。

以上のことから明らかなように、香港は返還後も「ホット・イシュー」であり続けるだろう。

中国の対台湾政策は、台湾、さらに言えば李登輝が大きな政策転換をしない限り、少なくとも次の台湾総統選挙が行なわれる2000年までは、「外交戦略」と「政経分離」の2つの戦略を進め、国際的にも国内的にも李登輝を孤立させようと考えている。そして、現在の中国は「1つの中国」という李登輝が受け入れられない原則を掲げることで、台湾との政治交渉の窓口を当分のあいだ閉ざし、まして直接的な統一交渉そのものはさらにはるか先まで実現させるつもりもない。しかしこのことは、中国が中台統一に消極的になったことを意味しているわけでは決してない。経済発展と広大な市場という経済的優位をもって、中台統一の主導権を握り、来るべき統一交渉に備えようとする、中台統一への中国の積極的な姿勢の裏返しなのである。まさしく「急がば回れ」ということである。

最後に、以上のような中国の対台湾政策の展望は、本章において総統選挙以降の中国と台湾の間の駆け引きを中心とした分析から導かれたものであり、アメリカのこの問題への影響については分析の対象としなかった。周知の通り、李登輝のアメリカ訪問以来、米中関係が悪化した状況下でも、中国は「1つの中国」の原則を崩すことなく、台湾に対する強硬政策を遂行してきた。「外圧」によって中国の対台湾政策は変わることはなかったのである。従って、仮にアメリカの影響を考慮しても、上述の展望が大きく変わることはないだろうと思われる。

注

- (1) 例えば、『アジア動向年報』各年版（アジア経済研究所、各年）、『アジア研ワールド・トレンド』1996年7月号（アジア経済研究所、以下、『トレンド』7月号）、『中国経済』1996年7月号（日本貿易振興会）、『返還後の香港経済の行方—中国政府の対香港像—』（富士総合研究所、1996年）など。
- (2) 『人民日報』1996年1月28日。
- (3) 香港分社の周南社長は、『タイムズ』誌とのインタビューの中で、臨時立法会設立決定に至るまでには、第1期立法会議成立までの間、全人代常務委が肩代わりすることなどの意見があったことを明らかにしている。（*Time, July, 1, 1996.*）
- (4) 『朝日新聞』1996年10月5日。
- (5) 『人民日報』1996年10月26日。
- (6) ここでは、尖閣列島が日本の領土か、それとも中国領土かといった主権に関する問題を扱ったり、それに対する筆者の立場を明らかにするのではなく、あくまでも香港での運動に対する中国政府の対応を分析することをここに確認しておく。また文中では、日本名「尖閣諸島」と中国名「釣魚台」の両方を状況に応じて使う。
- (7) 『産経新聞』1996年6月6日。
- (8) 新華社香港分社は9月6日に中国と対立する民主党を初めて自社社屋に招き入れ、釣魚台問題に強硬な対処を求めた喬石宛の手紙を受け取り、民主党の「保釣」運動を支持するような動きを見せたが、これは同月3日に銭外相が民主党からの呼びかけに答えたことに対応したものとするのが妥当。（『明報』（香港）1996年9月7日）
- (9) 『明報』（香港）は、例えば9月9日に「北京為何不強硬」、9月11日に「保釣的主要責任在北京」などを掲載。
- (10) 『明報』（香港）1996年9月7日。
- (11) 『香港経済日報』1996年9月17日、『明報』（香港）1996年9月17日。なお、これら学生の行動と政府の対応は、満州事変65周年を9月18日に迎えることとも関係していた。また、『信報』（香港）（1996年9月27日）が報じた通達の内容は、①各界人民の愛国的感情と釣魚島を占拠した日本の軍国主義復活への歩みに対する義憤を十分に理解すべきである、②愛国的行動を指導し、社会秩序に影響するような激烈な行動へと転化しないようにすること、③民衆が自発的に集会・示威・デモを行なわぬよう警告、阻止する、④地区を超え、また部門、学校を超えた交流活動を許可しない、⑤街で壁新聞を貼ること、宣伝文書を印刷配布し、通信手段を使って宣伝活動を行なうことを許さない、⑥外来の敵対勢力と国内の敵対勢力がこれを機会として、政治的動乱、全面的騷擾を図ることを警戒すべきである、の6項目。
- (12) 『文匯報』（香港）1996年9月30日。
- (13) 『産経新聞』1996年10月1日（夕刊）。
- (14) 『読売新聞』1996年10月7日。通達の内容は、①尖閣諸島問題に関するマスコミ報道は新華社に従う、②尖閣諸島に対する中央の態度は明確、③香港の一部の人々が批判を激化させ中日関係を破壊するのを防止、④在北京日本大使館への抗議など（国内での）民間の抗議行動は許可しない、⑤経済建設を最優先する、⑥政局の重点は97年の香港返還、の6項目。
- (15) トーマス・チャン「ポスト1997年の中国・香港関係—不安と疑念の払拭が求められる—」『トレンド』7月号。
- (16) 『日本経済新聞』1996年3月28日、31日。
- (17) 『産経新聞』1996年7月2日。
- (18) 『朝日新聞』1996年4月17日、『日本経済新聞』1996年4月5日。
- (19) *South China Morning Post, June, 24, 1996.*
- (20) 『朝日新聞』1996年1月20日、『産経新聞』1996年1月20日。

- (21) エドワード・チュン「『九七年』以後も繁栄を信じる三つの理由」『トレンド』7月号。
 - (22) (15)に同じ。
 - (23) 『日本経済新聞』1996年7月1日。
 - (24) 『人民日報』1996年3月24日。
 - (25) 『人民日報』1996年4月28日。
 - (26) 『人民日報』1996年4月30日。
 - (27) 『人民日報』1995年1月31日。
 - (28) 『文匯報』（香港）1996年5月1日。
 - (29) 『文匯報』（香港）1996年5月2日。なお、5月12日の『人民日報』には「1つの中国の原則を堅持し、実際の行動に出るかどうかが重視している」と題する新華社評論員論文を掲載したが、総統就任演説を前にした李登輝に対する中国側のメッセージといえる。
 - (30) 『産経新聞』1996年5月17日、『日本経済新聞』1996年5月18日。
 - (31) 『毎日新聞』1996年5月5日。
 - (32) 『中国統計年鑑1996』、中国統計出版社、1996年。
 - (33) 台湾側の海峽交流基金会は4月29日と7月3日に中国側の海峽兩岸関係協会に書簡を送った。
 - (34) 『人民日報』1996年8月29日、『東京新聞』1996年8月29日。
 - (35) 『人民日報』1996年8月29日、30日、『東京新聞』1996年8月29日。
-